

日本労働年鑑 第24集 1952年版
The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第二章 労働運動・大衆運動・共産党対策

第二節 「レッド・パージ」

前節にみた共産党対策に呼応して七月以後「レッド・パージ」の嵐は全労働界を吹きまくった。

民同派が強い電産労組中央本部が七月六日常任委員会で「共産派の排除及び電産非常事態收拾に関する特別指令」を出して労働組合幹部の手による「レッド・パージ」を展開するかに見えた矢先、まず七月末新聞放送関係のパージが開始された。一〇、〇〇〇名以上におよぶ各方面の「レッド・パージ」の実情は第二部でみたとおりであるが、以下、新聞放送、電産・日通等の公益事業、官公庁の公務員、教員、公共企業体、民間産業の六種類に関して、「レッド・パージ」の根拠や基準を記せば次のとおりである。

新聞・放送関係 七月二四日から八月五日の間に、マッカーサー書簡にもとずき、また総司令部の示唆もあって、全国五〇社七〇四名がパージされた。これに対して総司令部ニュージエント中佐は八月三日この処置を正式に支持し、岡崎官房長官もまた、各社の勇断に敬意を表すると談話を発表した、放送・新聞各社はパージの根拠として、公共の言論機関から共産主義者を排除することは、七月一八日のマッカーサー書簡によって指示されているとなし、それは国内法に優先すると考えたものであるが、朝日新聞社では、就業規則の「やむをえない社務の都合によるとき」を表面の解雇理由にしたもようであった。

また日本放送協会は会長命令書で解職を行い、それについて次のように説明をつけ加えた。

会長命令書 日本放送協会はSCAPが最近数次にわたって発した日本政府宛の書簡および声明の精神並びに本日第八軍AFRSより会長宛に発せられた通牒に鑑み別紙の者爾今協会所属の一切の建物およびその構内に立ち入ることを厳禁する。

七月二八日

会長 古垣鉄郎

説明 一、今回の措置は、去る五月三日のマ元師声明、及び六月二六日、七月一八日、吉田首相宛発せられたマ元師書簡の精神により又協会所属の一切の建物及びその構内に立ち入ることを禁ずる。AFRSの通達その他現段階においては発表することの出来ない指令に基いて会長が会長の自主性と責任とにおいてとったものであること。

二、従ってこの問題は労働三法は勿論のこと、国内法一切を超越する措置であり、そのため労働協約の拘束をうけない特別の措置であり、当然団体交渉の対象にはならないと考える。そして解職をすることは協会の自主的なものであり、経営者の責任において行ったものであること。

三、協会が解職処分に附したものは共産党員、及びこれに同調して行動した者に限って

いるが、その認定はイデオロギーにあるのではなく、具体的な行動をとったか否かの基準としており、同調者に対しては共産党的な活動をやっていたもので、解職に値するものであると解した者を解職にしたこと。

四、協会立入禁止に附された職員の指名は、AFRS自ら行ったものであり、解職処分は協会の自主的に行ったものである。

五、解職者の退職金は特別の場合で協約に定めはないが、協会としては今のところ希望退職並の金額を支給する予定であること。

なお中央労働委員会では八月二八日各地方労働委員会にあてて、七月以降全国的に行われた新聞放送事業の人員整理＝レッド・ページに関連して提訴された不当労働行為被疑事件を労働組合法施行令第二七条第一項によって中労委で管轄すると通知した。

電気産業 電産や日通は公共性・公益性の高いものとして考えられているが、電産における人員整理の方針、基準、法廷闘争に備えての「説明資料作成要領」は次のとおりである（日通については第二部参照）。

これらにもとずいて、八月二六日、日本発送電、九配電会社にわたって二、一三七名が追放され、マッカーサー書簡が新聞報道関係以外に適用された最初のものとして注目された。なお、新聞放送関係「レッド・ページ」事件に関する前記中労委の通牒は電産にも適用された。

人員整理実施要項（電気事業経営者会議）

（一）電気事業は基幹産業であり高度の公共事業でありますので産業全般の盛衰に密接な関連があり、その運営の如何が社会公共の福祉に及ぼす影響も極めて重大でありますので、事業者と致しましては本事業の健全な発展に対し重大な責務を有するのであります。

（二）従って事業者といたしましては事業の健全な発展のため従前よりあらゆる面における合理化の方法を講じてきたのでありますが、更にこの際一段と勤労意欲の向上と服務規律の刷新を図り以て一層の能率の増進に努めねばならないと信ずるものであります。

（三）以上の観点にたち慎重考慮致しました結果現下の諸情勢に鑑み事業の公共性に自覚を欠く者常に煽動的言動をなし、他の従業員に悪影響を及ぼす者等、円滑な業務の運営に支障を及ぼし又は之に協力しない一部従業員は直ちに之を排除するのやむなきに至ったのであります。

不適格者判定基準

- 一、組合関係その他の集会席上に於て違法な又は不当な停電スト実施を主張する者
- 二、会社又は所属事業場における既定の業務運営方針を不必要に批判し又は之に従わない者
- 三、暴力を行使し、或は暴力を肯定する様な言辞を弄する者
- 四、平素職場規律を軽んずる様な言辞を弄し又は之に違反する行動のある者
- 五、下部機関が上部機関の指令に違反し或は上部機関に連絡することなくストライキ、その他の争議行為をなすことにつき共同して謀議した者（この件については法廷対策上必要）

- 六、当該事業組合機関の指令に反し或いは指令をまたず独自の立場に立って単独で

又は集団をなして会社側に対し反抗的・圧迫的行動をなした者

七、争議行為に於て当該事業場における安全保持の施設の正当な維持又は運行を妨げた者

八、会社の運営に関し真相を歪曲して煽動宣伝した者

九、職制に対し作為的に中傷誹謗を行った者

一〇、会社との団体交渉その他のあらゆる行為に於て会社側に対して暴力を行使し又は暴力行使を予告するなど脅迫的・煽動的言動をなしたもの

一一、会社の施設機械又は文書等の破壊、隠匿等をなした者

一二、政治スト又は法令無視の争議行為を企て共謀し又は宣伝煽動した者

一三、会社との団体交渉に於て甚しく常規を逸して長時間にわたる交渉の続行を強要し又は会社側を不法に監禁した者

一四、疎明事実は薄弱であるが、前記各項該当者とししばしば集合行動を共にしている者

疎明費料作成上の要領

一、整理基準の第何号に該当するかを、先ず適確に把握し、これに即応するように事実を叙述しかつ証拠の整理をなすこと

二、徒に該当事由を誇大化し、又は形容詞を用いて表現の効果を期することはさける事

右は立証の段階に到って行きづまり、又は僅少な事実の立証を以て殊更に基準に該当させようとした印象を与える事になり、法廷対策上不利であるから特に留意すること

三、疎明は「何時」「誰が」「何処で」「何を行い」、且つ又これを証明するものも「誰であるか」という事を念頭に於て作製すること

四、証人は必ずしも法廷への出席を必要としないのであって、その署名捺印者の提出をも代える事が出来ること

五、証人(証明書を含む)は、部長課長より係長より同僚というように、なるべく被整理者により関係深いものを選択することによって、効果を増すものであること

六、疎明資料には、ある行為がいかなる社規、通牒、達示等に違反するかが問題となる時は、その社規、通牒、達示等を添付すること

七、同種の行為が反覆、累行されている時は、上長がこれに対して注意を与えているならばその旨方法、回数などを明記すること

なお注意を与えた時の本人の態度、改悛の程度、注意を与えなかった時はその理由(例えば本人を探してもいつも居ないなど)、又は直接与えなかったが係長又は同僚をして注意せしめたならば、その事例等も出来る丈記載すること

八、疎明資料に社内限りの用語(例えば能力給、考査表等)を使用する場合には、これが如何なるものであるかを第三者に判然と解る様註釈を加えること

九、証拠資料としては証言による事実の立証を第一とし、更に既往に於て作製せられ

ている報告書、考査表等認定し得るものは出来るだけ用いること

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
